



弁護士皆川岳大から旭川の企業の皆さまへ

顧問弁護士のすすめ

1. 旭川総合法律事務所の顧問弁護士のメリット

1、すぐ相談できる

当事務所では、顧問先会社からの電子メール・携帯電話での相談にも対応しています。また夜間・休日など通常の業務時間外の相談にも対応します。

2、紛争の予防

顧問先の業務内容を把握したうえ、契約書のチェックや顧客からのクレーム対応を行うことによって、法的紛争が発生することを事前に予防することができます。

3、他の専門家の活用

ご要望や紛争の内容に応じて当事務所が有する他士業（税理士、社会保険労務士、司法書士、行政書士等）の専門家ネットワークをご紹介することが可能です。

4、社会的信用の増加

顧問弁護士の存在を御社の会社案内、ホームページ等に掲載していただくことによって、コンプライアンスを重視した企業として、取引先、銀行等への信用が増加します。

5、個人的相談も可能

会社自体の相談のみならず、経営者や従業員の法的トラブル（交通事故、離婚問題、刑事事件等）についても顧問弁護士に相談することができます。

6、弁護士費用の割引

顧問契約をいただいている企業の場合、具体的な訴訟事件等の弁護士費用（着手金、成功報酬）について通常の70%に割引かせていただいています。

2. 顧問料について

当事務所の顧問料は企業の規模、売上高等に関わらず

定額 31,500円／月

3. 弁護士 皆川岳大のごあいさつ

これまででは、旭川の企業の皆さまが、経営の中で直面する法的問題について、札幌、あるいは東京の弁護士に相談することも少なくなかったようです。

私は、旭川の企業の皆さまに、地元に着した弁護士が迅速な法的サービスを提供することによって、旭川の企業が北海道、全国、さらには世界に向かって飛躍することをお手伝いしたいと考えております。

4. 具体的には

現在、医療法人、社会福祉法人、観光業、飲食業、製造業、運輸業、サービス業等、様々な業種の旭川の企業の皆さまに当事務所の顧問弁護士サービスをご利用いただいております。

お問い合わせは、旭川総合法律事務所まで

TEL 0166-76-1087

詳しくはホームページをご覧ください。

旭川総合法律事務所

検索

旭川弁護士会所属（旭川商工会議所会員）
弁護士 皆川 岳大